

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月11日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第2号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。）を削る。

改正後	改正前
<p>（定時制通信教育手当の支給）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 定時制通信教育手当は、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号のいずれかに該当する場合は支給しない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 勤務しなかった場合（給与条例第12条の2第1号の場合及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第15条の表第1号の場合を除く。）</p> <p>4 及び 5 略</p>	<p>（定時制通信教育手当の支給）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 定時制通信教育手当は、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号のいずれかに該当する場合は支給しない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 勤務しなかった場合（給与条例第12条の2第1号の場合及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号。以下「勤務時間規則」という。）第15条の表第1号の場合を除く。）</p> <p>4 及び 5 略</p> <p><u>第19条の4 給与条例第13条第4項の人事委員会規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。</u></p> <p><u>（1） 正規の勤務時間（勤務時間条例第9条第1項及び県費負担教職員勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。次号において同じ。）を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第3条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第3条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日</u></p> <p><u>ア 当該月における日曜日</u></p> <p><u>イ 当該月における週休日の振替（勤務時間規則第3条第2項及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号。以下「県費負担教職員勤務時間</u></p>

規則」という。)第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。)により週休日(勤務時間条例第3条第1項及び県費負担教職員勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。)に変更された日

(2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第4条第1項若しくは第7条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者(当該月における週休日(勤務時間条例第4条若しくは第7条又は県費負担教職員勤務時間条例第4条の規定により週休日とされた日)に限る。以下「原週休日」という。)の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他人事委員会が定める職員を除く。) 次に掲げる日

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(ア) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における原週休日のうち、職員の勤務状況等を考慮して任命権者が定める4日の原週休日

(イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における原週休日のうち、職員の勤務状況等を考慮して任命権者が定める5日の原週休日

イ 当該月における週休日の振替(勤務時間規則第3条第2項及び県費負担教職員勤務時間規則第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。)により週休日に変更された日

(ア) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における原週休日のうち、任命権者がア(ア)により定めた4日の原週休日

(イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における原週休日のうち、任命権者がア(イ)により定めた5日の原週休日

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との権衡を考慮して人事委員会が定める日

勤務及び第3項勤務の時間の合計時間が1箇月について60時間を超えた日後に給与条例第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に異動のあった職員に対して、勤務時間条例第10条の2第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第8条の2第1項の規定によりこれらの項に規定する時間外勤務代休時間を指定する場合の時間外勤務手当の額の算定に当たっては、給与条例第13条第5項に規定する時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間については、同条第4項の規定の適用を受ける時間のうち、当該異動前の時間であって先に勤務したも
のから順次時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間とされたものとする。この場合において、異動が2以上あったときは、同項の規定の適用を受ける時間のうち、先の異動前の時間であって先に勤務したも
のから順次時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間とされたものとする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。